

第4回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
76	【新旧対照表】地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	1
80	【新旧対照表】嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	18
81	【新旧対照表】嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	19
82	【新旧対照表】嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	20
83	【新旧対照表】嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	37
84	【新旧対照表】嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例	38
85	市道路線の認定 位置図	39
86	令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第5号） 市道病院通り線 用地買収予定 位置図及び計画図	40

【新旧対照表】地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【第1条関係】嬉野市政治倫理条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市職員 <u>(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員を含む。）の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</u></p> <p>(6) 市職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(6) 市職員 <u>(嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）第1条に規定する一般職非常勤職員等を含む。）の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

【第2条関係】嬉野市職員定数条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに水道事業に常時勤務する一般職に属する職員 <u>(臨時に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時に任用される職員に限る。）を除く。）</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに水道事業に常時勤務する一般職に属する職員をいう。</p>

【第3条関係】嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

改正案	現 行
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）第1条に規定する職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略)	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略)

【第4条関係】嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正

改正案	現 行
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員 (2) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（市長が定める職員を除く。） (3)・(4) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）第2条に規定する職員 (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（市長が定める職員を除く。） (3)・(4) (略) 3 (略)

【第5条関係】嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

改正案	現 行
(休職の効果)	(休職の効果)

第3条 (略) 2・3 (略)	第3条 (略) 2・3 (略)
<u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用について、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u>	

【第6条関係】嬉野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

改正案	現 行
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する勤務地手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嬉野市条例第1号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する勤務地手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

【第7条関係】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

改正案	現 行
(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等) 第30条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	

【第8条関係】嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

改正案	現 行
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業を

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）第3条第1項及び第2項の規定により任期を定めて採用された職員

しようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例

で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児

休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める

場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の5 (略)

（育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の3 (略)

（育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第1.7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第1.7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員
以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和2
5年法律第261号）第28条の5第1項
に規定する短時間勤務の職を占める職員
(以下「再任用短時間勤務職員等」とい
う。)を除く。)

- ア 特定職に引き続き在職した期間が1
年以上である非常勤職員
イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務
時間を考慮して任命権者が定める非常
勤職員

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1
項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の
承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定す
る正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時
間勤務職員等を除く。以下この条において同
じ。）にあっては、当該非常勤職員について定
められた勤務時間）の始め又は終わりにおい
て、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時
間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間
条例第27条の2第1項の規定による介護
時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤
職員を除く。）に対する部分休業の承認につ
いては、1日につき2時間から当該育児時間
又は当該介護時間の承認を受けて勤務しな
い時間を減じた時間を超えない範囲内で行
うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認につ
いては、1日につき、当該非常勤職員につ
いて1日につき定められた勤務時間から5時
間45分を減じた時間を超えない範囲内で
(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間
の承認を受けて勤務しない場合にあっては、
当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間
から当該育児時間又は当該介護時間を承認

(部分休業の承認)

第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間
の始め又は終わりにおいて、30分を単位と
して行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第
67条の規定による育児時間又は勤務時間
条例第27条の2第2項の規定による介護
時間の承認を受けて勤務しない職員に対す
る部分休業の承認については、1日につき2
時間から当該育児時間又は当該介護時間の
承認を受けて勤務しない時間を減じた時間
を超えない範囲内で行うものとする。

されている時間を減じた時間を超えない範囲で) 行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嬉野市条例第一号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第19条及び第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

【第9条関係】嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

改正案			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
消防団団長	年額 255,800円	副市長の規定に準ずる。	行政嘱託員	基本割 150世帯以上 300,000円	副市長の規定に準ずる。
消防団副団長	〃 131,700円			00円	
消防団分団長	〃 71,100円	行政職2級以下		65~149	

	0円	上の職務にあ る者の規定に 準ずる。		世帯 250, 000円 41~64世 帯 200, 0 00円 40世帯以下 150, 00 0円 配布世帯数割 1世帯当たり 2, 200円 加入率割 100% 1 00, 000円 100%未満 加入率×1, 000×1/ 2
消防団副分団 長	45, 100			
消防団ラッパ 隊長	45, 100			
消防団部長	28, 200	行政職1級及 び技能職の職 務にある者の 規定に準ずる。		
消防団ラッパ 手	39, 000			
消防団団員(基 本団員)	19, 000			
消防団団員(支 援団員)	5, 700			
産業医	日額 18, 500			
農業委員会会 長	年額 350, 000円	副市長の規定 に準ずる。		
農業委員会会 長代理	255, 700			
農業委員会委 員	223, 600			
農地利用最適 化推進委員	168, 150			
監査委員(議見 を有する者)	800, 000			
固定資産評価 審査委員会委 員	日額 5, 700			
選挙管理委員 会委員長	180, 000			
選挙管理委員 会委員	110, 000			
選挙長	日額 10, 600	行政職2級以 下		
消防団団長	年額 255, 800円	副市長の規定 に準ずる。		
消防団副団 長	131, 700			
消防団分団 長	71, 100	行政職2級以上 の職務にある者 の規定に準ず る。		
消防団副分 団長	45, 100			
消防団ラッパ 隊長	45, 100			
消防団部長	28, 200	行政職1級及 び技能職の職務 にある者の規定 に準ずる。		
消防団ラッパ 手	39, 000			
消防団団員	19, 000			

	0.0円	上の職務にあ る者の規定に 準ずる。		(基本団員)	円	
投票所の投票	〃 12, 60 〃			消防団団員	〃 5, 700 円 〃	
管理者	0円			(支援団員)		
共通投票所の	〃 12, 60 〃			交通安全指導員	〃 74, 600 行政職 2 級以上	
投票管理者	0円			の職務にある者		
期日前投票所の投票管理者	〃 11, 10 〃	0円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額		の規定に準ずる。		
開票管理者	〃 10, 60 〃			産業医	日額 18, 50 〃	
	0円				0円	
選挙立会人	〃 8, 800 〃			農業委員会	年額 350, 0 副市長の規定に	
	円			会長	00円	準ずる。
投票所の投票立会人	〃 10, 70 〃			農業委員会	〃 255, 70 〃	
立会人	0円			会長代理	0円	
共通投票所の投票立会人	〃 10, 70 〃			農業委員会	〃 223, 60 〃	
開票立会人	〃 8, 800 〃			委員	0円	
	円			農地利用最適化推進委員	〃 168, 15 〃	
期日前投票所の投票立会人	〃 9, 500 〃	円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額		監査委員(議見を有する者)	0円	
教育委員会委員	年額 400, 000 円	副市長の規定に準ずる。		固定資産評価審査委員会委員	日額 5, 700 〃	
校医歯科医	〃 244, 9	行政職 2 級以下の職務にあ る者の規定に 準ずる。		選挙管理委員会委員長	180, 0 〃	
	0円			選挙管理委員会委員	00円	
学校薬剤師	〃 50, 10 〃			選挙長	日額 10, 80 行政職 2 級以上	
	0円				0円	の職務にある者の規定に準ずる。
				投票所の投票管理者	〃 12, 800 〃	
					円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	

スポーツ推進	〃 37, 30 〃	共通投票所	〃 12, 800 〃
委員	0円	の投票管理円を超えない範	
福祉事務所医	月額 54, 00 〃	者	内で嬉野市選
	0円		挙管理委員会が
福祉事務所精	〃 13, 50 〃		定める額
神医	0円	期日前投票	〃 11, 300 〃
その他委員(嬉野市特別職のもの)	日額 5, 70 0円	所の投票管	円を超えない範
職員で非常勤	上の職務にあ	理者	内で嬉野市選
のものの報酬	る者の規定に		挙管理委員会が
及び費用弁償	準ずる。		定める額
に関する条例		開票管理者	〃 10, 800 〃
施行規則(平成18年規則第27号)に基づき定めた委員)			円
		選挙立会人	〃 8, 900 円 〃
		投票所の投	〃 10, 900 〃
		票立会人	円を超えない範
			内で嬉野市選
			挙管理委員会が
			定める額
		共通投票所	〃 10, 900 〃
		の投票立会	円を超えない範
		人	内で嬉野市選
			挙管理委員会が
			定める額
		開票立会人	〃 8, 900 円 〃
		期日前投票	〃 9, 600 円 〃
		所の投票立	円を超えない範
		会人	内で嬉野市選
			挙管理委員会が定
			める額
教育委員会	年額 400, 00 円	教育委員会	副市長の規定に
委員	00 円		準ずる。
校医歯科医	〃 244, 90 0円	校医歯科医	行政職 2 級以上
			の職務にある者
			の規定に準ず
			る。
学校薬剤師	〃 50, 100 〃	学校薬剤師	

スポーツ推進委員	37,300円
自治公民館長	17,800円
中央公民館長	月額 207,300円
社会教育指導員	128,500円
教育相談委員	29,300円
外国人英語任用指導助手	月額 28,000円
1年目	300,000円
2年目	300,000円
3年目	325,000円
4年目	330,000円
5年目	330,000円
福祉事務所医	月額 54,000円
精神医	13,500円
母子・父子自立支援員	123,000円
家庭相談員	123,000円
結婚支援相談員	月額 6,200円
国民健康保険税等収納嘱託員	基本月額 90,000円 行政職1級及び技能職の職務による者に算入する
	000円
	加算現年度分ある者の規定による

	額	納額の 10 準ずる。
		0分の 4、5
		過年度分収
		納額の 10
		0分の 4、5
水道料金等	基本月額	16 //
収納嘱託員	額	0,000円
	加算	収納 1 件に
	額	つき 15
		0円
		開閉栓 1 件
		につき 1
		50円
し尿汲取・下	基本月額	16 //
水道料金等	額	0,000円
収納嘱託員	加算	収納 1 件に
	額	つき 15
		0円
その他委員	日額	5,700 行政職 2 級以上
(嬉野市特	円	の職務にある者
別職の職員		の規定に準ず
で非常勤の		る。
ものの報酬		
及び費用弁		
償に関する		
条例施行規		
則(平成 18		
年規則第 2		
7号)に基づ		
き定めた委		
員)		

【第 10 条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正

改正案	現 行
(定義)	(定義)
第 2 条 この条例において「職員」とは、法第	第 2 条 この条例において「職員」とは、法第

<p>3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち、次に掲げる職員以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p><u>第31条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との權衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</u></p>	<p>3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち、次に掲げる職員以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 法第17条第1項の規定により任用される一般職の非常勤職員及び法第22条第5項の規定により臨時的に任用される一般職の非常勤職員</u></p>
---	---

【第11条関係】嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員<u>（非常勤職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）</u>及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

【第12条関係】嬉野市公民館条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 館長は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 館長は、<u>非常勤とすることができます。</u></p>

する会計年度任用職員とすることができる。

(補助機関)

第5条 (略)

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の規定により支給する。

2 非常勤の館長の報酬及び費用弁償は、嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第 号）の定めるところによる。

(補助機関)

第5条 (略)

2 自治公民館長の定数は、行政区の数以内とし、嬉野市教育委員会が委嘱する。

3 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の自治公民館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員、非常勤の館長及び自治公民館長の報酬及び費用弁償は、嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）又は嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）により支給する。

【第13条関係】嬉野市うれしの市民センター条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センター長は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とすることができる。</u></p> <p>3 非常勤のセンター長の報酬及び費用弁償は、<u>嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第 号）の定めるところによる。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センター長は、<u>非常勤とすることができる。</u></p> <p>3 非常勤のセンター長の報酬及び費用弁償は、<u>嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）により支給する。</u></p>

【新旧対照表】嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

【第1条関係】

改正案	現 行
(期末手当) 第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

【第2条関係】

改正案	現 行
(期末手当) 第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

【新旧対照表】嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

【第2条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

【新旧対照表】嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正

改正案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第25条 (略)	第25条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。
4~6 (略)	4~6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) (略)	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) (略)
3~5 (略)	3~5 (略)

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員職務 の区分の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
分号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
再任用職員以外の外の職員	円	円	円	円	円	円	円
1	14	19	23	26	29	32	36
2	6, 6, 1, 5, 2, 2, 7,	10 00 70 40	10 40 30	0 0 0 0 0 0 0	14 19 23 26 29 32 37	7, 7, 3, 7, 4, 4, 0,	30 70 20 50 20 60 00
3	0 0 0 0 0 0 0	14 19 23 26 29 32 37	8, 9, 4, 9, 6, 7, 2,	50 30 70 30 50 00 40	0 0 0 0 0 0 0	14 19 23 26 29 32 37	7, 8, 4, 9, 6, 7, 2,
4	0 0 0 0 0 0 0	14 20 23 27 29 32 37	9, 1, 6, 1, 8, 9, 5,	60 10 30 40 60 20 10	0 0 0 0 0 0 0	14 20 23 27 29 32 37	40 80 50 30 50 00 40
5	0 2, 7, 3, 0, 1, 7,	15 20 23 27 30 33 37	70 60 80 30 60 50 20	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	14 20 23 27 30 33 37	0 0 0 0 0 0 0
6	0 0 0 0 0 0 0	15 20 23 27 30 33 37	1, 4, 9, 5, 2, 3, 9,	90 30 60 10 90 60 70	0 0 0 0 0 0 0	15 20 23 27 30 33 37	9, 2, 7, 3, 0, 1, 7,
7	0 0 0 0 0 0 0	15 20 24 27 30 33 38	3, 6, 1, 7, 5, 5, 2,	0 0 10 00 00 30 80 10	0 0 0 0 0 0 0	15 20 24 27 30 33 38	60 10 60 30 60 50 20
8	0 0 0 0 0 0 0	15 20 24 27 30 33 38	4, 7, 2, 9, 7, 8, 4,	4, 7, 2, 9, 7, 8, 4,	0 0 0 0 0 0 0	15 20 24 27 30 33 38	0 0 0 0 0 0 0

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員職務 の区分の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
分号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
再任用職員以外の外の職員	円	円	円	円	円	円	円
1	14	19	23	26	29	32	36
2	5, 5, 1, 5, 2, 2, 7,	0 0 40 40 40 10 40	6, 7, 2, 7, 4, 4, 0,	20 10 90 50 20 60 00	0 0 0 0 0 0 0	14 19 23 26 29 32 37	40 80 50 30 50 00 40
3	0 0 0 0 0 0 0	14 19 23 26 29 32 37	7, 8, 4, 9, 6, 7, 2,	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	14 20 23 27 29 32 37	0 0 0 0 0 0 0
4	0 0 0 0 0 0 0	14 20 23 27 29 32 37	8, 0, 6, 1, 8, 9, 5,	50 60 10 40 60 20 10	0 0 0 0 0 0 0	14 20 23 27 30 33 37	50 60 10 40 60 20 10
5	0 0 0 0 0 0 0	14 20 23 27 30 33 37	9, 2, 7, 3, 0, 1, 7,	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	14 20 23 27 30 33 37	0 0 0 0 0 0 0
6	0 0 0 0 0 0 0	15 20 23 27 30 33 37	0, 3, 9, 5, 2, 3, 9,	80 80 40 10 90 60 70	0 0 0 0 0 0 0	15 20 23 27 30 33 37	0 0 0 0 0 0 0
7	0 0 0 0 0 0 0	15 20 24 27 30 33 38	1, 5, 0, 7, 5, 5, 2,	90 60 90 00 30 80 10	0 0 0 0 0 0 0	15 20 24 27 30 33 38	90 60 90 00 30 80 10
8	0 0 0 0 0 0 0	15 20 24 27 30 33 38	3, 7, 2, 9, 7, 8, 4,	3, 7, 2, 9, 7, 8, 4,	0 0 0 0 0 0 0	15 20 24 27 30 33 38	0 0 0 0 0 0 0

		1 0	8 0	6 0	1 0	6 0	1 0	6 0			0 0	3 0	5 0	1 0	6 0	1 0	6 0	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
9		1 5	2 0	2 4	2 8	3 0	3 4	3 8			1 5	2 0	2 4	2 8	3 0	3 4	3 8	
		5,	9,	3,	1,	9,	0,	6,			4,	9,	3,	1,	9,	0,	6,	
		1 0	5 0	9 0	1 0	6 0	1 0	9 0			1 0	0 0	9 0	1 0	6 0	1 0	9 0	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
10		1 5	2 1	2 4	2 8	3 1	3 4	3 8			1 0	1 5	2 1	2 4	2 8	3 1	3 4	3 8
		6,	1,	5,	3,	2,	2,	9,			5,	0,	5,	3,	2,	2,	9,	
		5 0	4 0	4 0	2 0	0 0	3 0	7 0			5 0	9 0	4 0	2 0	0 0	3 0	7 0	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
11		1 5	2 1	2 4	2 8	3 1	3 4	3 9			1 1	1 5	2 1	2 4	2 8	3 1	3 4	3 9
		7,	3,	6,	5,	4,	4,	2,			6,	2,	6,	5,	4,	4,	2,	
		9 0	2 0	9 0	3 0	2 0	5 0	3 0			9 0	7 0	9 0	3 0	2 0	5 0	3 0	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
12		1 5	2 1	2 4	2 8	3 1	3 4	3 9			1 2	1 5	2 1	2 4	2 8	3 1	3 4	3 9
		9,	4,	8,	7,	6,	6,	5,			8,	4,	8,	7,	6,	6,	5,	
		2 0	9 0	3 0	4 0	6 0	7 0	1 0			2 0	4 0	3 0	4 0	6 0	7 0	1 0	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
13		1 6	2 1	2 4	2 8	3 1	3 4	3 9			1 3	1 5	2 1	2 4	2 8	3 1	3 4	3 9
		0,	6,	9,	9,	8,	8,	7,			9,	5,	9,	9,	8,	8,	7,	
		4 0	2 0	8 0	5 0	8 0	7 0	5 0			5 0	8 0	8 0	5 0	8 0	7 0	5 0	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
14		1 6	2 1	2 5	2 9	3 2	3 5	3 9			1 4	1 6	2 1	2 5	2 9	3 2	3 5	3 9
		1,	8,	1,	1,	0,	0,	9,			1,	7,	1,	1,	0,	0,	9,	
		9 0	1 0	3 0	6 0	9 0	8 0	9 0			0 0	7 0	3 0	6 0	9 0	8 0	9 0	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
15		1 6	2 1	2 5	2 9	3 2	3 5	4 0			1 5	1 6	2 1	2 5	2 9	3 2	3 5	4 0
		3,	9,	2,	3,	3,	2,	2,			2,	9,	2,	3,	3,	2,	2,	
		5 0	8 0	7 0	6 0	2 0	8 0	1 0			6 0	4 0	7 0	6 0	2 0	8 0	1 0	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
16		1 6	2 2	2 5	2 9	3 2	3 5	4 0			1 6	1 6	2 2	2 5	2 9	3 2	3 5	4 0
		5,	1,	4,	5,	5,	4,	4,			4,	1,	4,	5,	5,	4,	4,	
		1 0	5 0	1 0	8 0	3 0	8 0	5 0			2 0	2 0	1 0	8 0	3 0	8 0	5 0	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
17		1 6	2 2	2 5	2 9	3 2	3 5	4 0			1 7	1 6	2 2	2 5	2 9	3 2	3 5	4 0
		6,	3,	5,	7,	7,	6,	6,			5 0	0 0	7 0	7 0	3 0	8 0	4 0	
		3 0	3 0	7 0	7 0	3 0	8 0	4 0										

		0	0	0	0	0	0	0	
18	16	22	25	29	32	35	40		
	7,	5,	7,	9,	9,	8,	8,		
	80	00	50	80	40	80	40		
	0	0	0	0	0	0	0		
19	16	22	25	30	33	36	41		
	9,	6,	9,	1,	1,	0,	0,		
	40	50	20	90	50	60	30		
	0	0	0	0	0	0	0		
20	17	22	26	30	33	36	41		
	0,	8,	1,	3,	3,	2,	2,		
	90	20	10	90	60	50	20		
	0	0	0	0	0	0	0		
21	17	22	26	30	33	36	41		
	2,	9,	2,	6,	5,	4,	4,		
	20	70	80	00	50	50	10		
	0	0	0	0	0	0	0		
22	17	23	26	30	33	36	41		
	5,	1,	4,	8,	7,	6,	5,		
	00	40	60	10	60	40	90		
	0	0	0	0	0	0	0		
23	17	23	26	31	33	36	41		
	7,	2,	6,	0,	9,	8,	7,		
	60	80	50	10	70	40	70		
	0	0	0	0	0	0	0		
24	18	23	26	31	34	37	41		
	0,	4,	8,	2,	1,	0,	9,		
	30	50	20	30	80	40	70		
	0	0	0	0	0	0	0		
25	18	23	27	31	34	37	42		
	2,	5,	0,	4,	3,	2,	1,		
	90	70	10	10	40	40	50		
	0	0	0	0	0	0	0		
26	18	23	27	31	34	37	42		
	4,	7,	2,	6,	5,	4,	3,		
	60	10	10	30	40	30	00		
	0	0	0	0	0	0	0		

	27	18	23	27	31	34	37	42		27	18	23	27	31	34	37	42
		6,	8,	3,	8,	7,	6,	4,			5,	8,	3,	8,	7,	6,	4,
		30	60	90	40	30	40	60			70	60	90	40	30	40	60
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
28	18	23	27	32	34	37	42		28	18	23	27	32	34	37	42	
		7,	9,	5,	0,	9,	8,	6,			7,	9,	5,	0,	9,	8,	6,
		90	80	80	40	20	40	20			30	80	80	40	20	40	20
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
29	18	24	27	32	35	37	42		29	18	24	27	32	35	37	42	
		9,	1,	7,	2,	0,	9,	7,			8,	1,	7,	2,	0,	9,	7,
		30	10	60	40	90	90	80			70	10	60	40	90	90	80
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
30	19	24	27	32	35	38	42		30	19	24	27	32	35	38	42	
		1,	2,	9,	4,	2,	1,	9,			0,	2,	9,	4,	2,	1,	9,
		10	30	50	40	80	80	10			50	30	50	40	80	80	10
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
31	19	24	28	32	35	38	43		31	19	24	28	32	35	38	43	
		2,	3,	1,	6,	4,	3,	0,			2,	3,	1,	6,	4,	3,	0,
		80	40	40	50	70	60	40			20	40	40	50	70	60	40
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
32	19	24	28	32	35	38	43		32	19	24	28	32	35	38	43	
		4,	4,	3,	8,	6,	5,	1,			3,	4,	3,	8,	6,	5,	1,
		40	70	30	70	60	10	70			80	70	30	70	60	10	70
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
33	19	24	28	33	35	38	43		33	19	24	28	33	35	38	43	
		6,	6,	4,	0,	8,	6,	2,			5,	6,	4,	0,	8,	6,	2,
		00	00	90	10	50	90	90			40	00	90	10	50	90	90
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
34	19	24	28	33	36	38	43		34	19	24	28	33	36	38	43	
		7,	7,	6,	2,	0,	8,	4,			6,	7,	6,	2,	0,	8,	4,
		40	20	80	10	30	40	20			80	20	80	10	30	40	20
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
35	19	24	28	33	36	38	43		35	19	24	28	33	36	38	43	
		8,	8,	8,	4,	2,	9,	5,			8,	8,	8,	4,	2,	9,	5,
		70	40	70	10	20	90	50			20	40	70	10	20	90	50
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
36	20	24	29	33	36	39	43		36	19	24	29	33	36	39	43	

		0, 9, 0, 6, 3, 1, 6,		9, 9, 0, 6, 3, 1, 6,
		10 80 60 20 90 50 80		60 80 60 20 90 50 80
		0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0
37		20 25 29 33 36 39 43		37 20 25 29 33 36 39 43
		1, 0, 2, 8, 5, 2, 8,		0, 0, 2, 8, 5, 2, 8,
		40 80 30 10 30 90 00		90 80 30 10 30 90 00
		0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0
38		20 25 29 34 36 39 43		38 20 25 29 34 36 39 43
		2, 2, 4, 0, 6, 4, 8,		2, 2, 4, 0, 6, 4, 8,
		60 20 10 10 70 20 80		10 20 10 10 70 20 80
		0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0
39		20 25 29 34 36 39 43		39 20 25 29 34 36 39 43
		3, 3, 5, 2, 8, 5, 9,		3, 3, 5, 2, 8, 5, 9,
		80 70 90 10 10 40 60		30 70 90 10 10 40 60
		0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0
40		20 25 29 34 36 39 44		40 20 25 29 34 36 39 44
		5, 5, 7, 4, 9, 6, 0,		4, 5, 7, 4, 9, 6, 0,
		00 20 70 10 50 50 40		50 20 70 10 50 50 40
		0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0
41		20 25 29 34 37 39 44		41 20 25 29 34 37 39 44
		6, 6, 9, 6, 0, 7, 1,		5, 6, 9, 6, 0, 7, 1,
		40 60 40 00 80 60 00		90 60 40 00 80 60 00
		0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0
42		20 25 30 34 37 39 44		42 20 25 30 34 37 39 44
		7, 8, 1, 7, 1, 8, 1,		7, 8, 1, 7, 1, 8, 1,
		70 00 10 90 70 80 70		20 00 10 90 70 80 70
		0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0
43		20 25 30 34 37 40 44		43 20 25 30 34 37 40 44
		9, 9, 2, 9, 2, 0, 2,		8, 9, 2, 9, 2, 0, 2,
		00 40 80 80 90 10 40		50 40 80 80 90 10 40
		0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0
44		21 26 30 35 37 40 44		44 20 26 30 35 37 40 44
		0, 0, 4, 1, 4, 1, 3,		9, 0, 4, 1, 4, 1, 3,
		20 90 40 70 00 20 20		70 90 40 70 00 20 20
		0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0
45		21 26 30 35 37 40 44		45 21 26 30 35 37 40 44
		1, 2, 6, 3, 4, 1, 4,		1, 2, 6, 3, 4, 1, 4,

		4 0	1 0	2 0	2 0	8 0	9 0	0 0			0 0	1 0	2 0	2 0	8 0	9 0	0 0
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
4 6		2 1	2 6	3 0	3 5	3 7	4 0	4 4			2 1	2 6	3 0	3 5	3 7	4 0	4 4
		2,	3,	7,	4,	5,	2,	4,			2,	3,	7,	4,	5,	2,	4,
		7 0	4 0	9 0	6 0	7 0	6 0	8 0			3 0	4 0	9 0	6 0	7 0	6 0	8 0
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
4 7		2 1	2 6	3 0	3 5	3 7	4 0	4 4			2 1	2 6	3 0	3 5	3 7	4 0	4 4
		4,	4,	9,	6,	6,	3,	5,			3,	4,	9,	6,	6,	3,	5,
		0 0	8 0	5 0	2 0	6 0	3 0	2 0			6 0	8 0	5 0	2 0	6 0	3 0	2 0
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
4 8		2 1	2 6	3 1	3 5	3 7	4 0	4 4			2 1	2 6	3 1	3 5	3 7	4 0	4 4
		5,	6,	1,	7,	7,	4,	5,			4,	6,	1,	7,	7,	4,	5,
		2 0	3 0	3 0	7 0	6 0	0 0	9 0			9 0	3 0	3 0	7 0	6 0	0 0	9 0
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
4 9		2 1	2 6	3 1	3 5	3 7	4 0	4 4			2 1	2 6	3 1	3 5	3 7	4 0	4 4
		6,	7,	2,	9,	8,	4,	6,			6,	7,	2,	9,	8,	4,	6,
		3 0	5 0	4 0	3 0	5 0	6 0	4 0			0 0	5 0	4 0	3 0	5 0	6 0	4 0
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
5 0		2 1	2 6	3 1	3 6	3 7	4 0	4 4			2 1	2 6	3 1	3 6	3 7	4 0	4 4
		7,	8,	3,	0,	9,	5,	6,			7,	8,	3,	0,	9,	5,	6,
		5 0	6 0	9 0	1 0	3 0	2 0	8 0			2 0	6 0	9 0	1 0	3 0	2 0	8 0
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
5 1		2 1	2 6	3 1	3 6	3 8	4 0	4 4			2 1	2 6	3 1	3 6	3 8	4 0	4 4
		8,	9,	5,	1,	0,	5,	7,			8,	9,	5,	1,	0,	5,	7,
		4 0	9 0	4 0	4 0	1 0	8 0	2 0			2 0	9 0	4 0	4 0	1 0	8 0	2 0
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
5 2		2 1	2 7	3 1	3 6	3 8	4 0	4 4			2 1	2 7	3 1	3 6	3 8	4 0	4 4
		9,	1,	7,	2,	0,	6,	7,			9,	1,	7,	2,	0,	6,	7,
		5 0	2 0	1 0	4 0	9 0	2 0	6 0			3 0	2 0	1 0	4 0	9 0	2 0	6 0
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
5 3		2 2	2 7	3 1	3 6	3 8	4 0	4 4			2 2	2 7	3 1	3 6	3 8	4 0	4 4
		0,	2,	8,	3,	1,	6,	8,			0,	2,	8,	3,	1,	6,	8,
		6 0	4 0	7 0	3 0	6 0	6 0	0 0			4 0	4 0	7 0	3 0	6 0	6 0	0 0
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
5 4		2 2	2 7	3 2	3 6	3 8	4 0	4 4			2 2	2 7	3 2	3 6	3 8	4 0	4 4
		1,	3,	0,	4,	2,	6,	8,			1,	3,	0,	4,	2,	6,	8,
		6 0	5 0	3 0	4 0	3 0	9 0	4 0			4 0	5 0	3 0	4 0	3 0	9 0	4 0

		0	0	0	0	0	0	0	0		
5 5	2 2	2 7	3 2	3 6	3 8	4 0	4 4				
	2,	4,	2,	5,	3,	7,	8,				
	5 0	8 0	0 0	3 0	0 0	2 0	8 0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5 6	2 2	2 7	3 2	3 6	3 8	4 0	4 4				
	3,	6,	3,	6,	3,	7,	9,				
	5 0	1 0	5 0	5 0	8 0	5 0	2 0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5 7	2 2	2 7	3 2	3 6	3 8	4 0	4 4				
	4,	7,	5,	7,	4,	7,	9,				
	0 0	2 0	0 0	4 0	3 0	8 0	5 0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5 8	2 2	2 7	3 2	3 6	3 8	4 0	4 4				
	4,	8,	6,	8,	4,	8,	9,				
	8 0	2 0	2 0	1 0	8 0	1 0	9 0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5 9	2 2	2 7	3 2	3 6	3 8	4 0	4 5				
	5,	9,	7,	8,	5,	8,	0,				
	6 0	3 0	5 0	8 0	4 0	4 0	2 0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6 0	2 2	2 8	3 2	3 6	3 8	4 0	4 5				
	6,	0,	8,	9,	6,	8,	0,				
	4 0	4 0	7 0	5 0	1 0	7 0	5 0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6 1	2 2	2 8	3 2	3 6	3 8	4 0	4 5				
	7,	1,	9,	9,	6,	9,	0,				
	1 0	6 0	4 0	9 0	5 0	0 0	8 0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6 2	2 2	2 8	3 3	3 7	3 8	4 0					
	8,	2,	0,	0,	7,	9,					
	1 0	7 0	3 0	5 0	2 0	3 0					
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6 3	2 2	2 8	3 3	3 7	3 8	4 0					
	9,	3,	1,	1,	7,	9,					
	0 0	6 0	1 0	2 0	8 0	6 0					
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

	6 4	2 2	2 8	3 3	3 7	3 8	4 0		6 4	2 2	2 8	3 3	3 7	3 8	4 0	
		9, 4,	1, 2,	8, 9,						9, 4,	1, 2,	8, 9,				
		9 0	6 0	9 0	0 0	4 0	9 0			9 0	6 0	9 0	0 0	4 0	9 0	
		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
	6 5	2 3	2 8	3 3	3 7	3 8	4 1		6 5	2 3	2 8	3 3	3 7	3 8	4 1	
		0, 5,	2, 2,	8, 0,						0, 5,	2, 2,	8, 0,				
		6 0	3 0	9 0	3 0	9 0	2 0			6 0	3 0	9 0	3 0	9 0	2 0	
		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
	6 6	2 3	2 8	3 3	3 7	3 8	4 1		6 6	2 3	2 8	3 3	3 7	3 8	4 1	
		1, 6,	3, 3,	9, 0,						1, 6,	3, 3,	9, 0,				
		4 0	2 0	3 0	0 0	5 0	5 0			4 0	2 0	3 0	0 0	5 0	5 0	
		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
	6 7	2 3	2 8	3 3	3 7	3 9	4 1		6 7	2 3	2 8	3 3	3 7	3 9	4 1	
		2, 6,	4, 3,	0, 0,						2, 6,	4, 3,	0, 0,				
		3 0	9 0	0 0	7 0	1 0	8 0			3 0	9 0	0 0	7 0	1 0	8 0	
		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
	6 8	2 3	2 8	3 3	3 7	3 9	4 1		6 8	2 3	2 8	3 3	3 7	3 9	4 1	
		3, 7,	4, 4,	0, 1,						3, 7,	4, 4,	0, 1,				
		4 0	8 0	8 0	4 0	7 0	1 0			4 0	8 0	8 0	4 0	7 0	1 0	
		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
	6 9	2 3	2 8	3 3	3 7	3 9	4 1		6 9	2 3	2 8	3 3	3 7	3 9	4 1	
		4, 8,	5, 4,	1, 1,						4, 8,	5, 4,	1, 1,				
		2 0	9 0	6 0	7 0	1 0	3 0			2 0	9 0	6 0	7 0	1 0	3 0	
		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
	7 0	2 3	2 8	3 3	3 7	3 9	4 1		7 0	2 3	2 8	3 3	3 7	3 9	4 1	
		4, 9,	6, 5,	1, 1,						4, 9,	6, 5,	1, 1,				
		9 0	7 0	3 0	3 0	6 0	6 0			9 0	7 0	3 0	3 0	6 0	6 0	
		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
	7 1	2 3	2 9	3 3	3 7	3 9	4 1		7 1	2 3	2 9	3 3	3 7	3 9	4 1	
		5, 0,	7, 6,	2, 2,						5, 0,	7, 6,	2, 2,				
		6 0	5 0	0 0	0 0	1 0	0 0			6 0	5 0	0 0	0 0	1 0	0 0	
		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
	7 2	2 3	2 9	3 3	3 7	3 9	4 1		7 2	2 3	2 9	3 3	3 7	3 9	4 1	
		6, 1,	7, 6,	2, 2,						6, 1,	7, 6,	2, 2,				
		4 0	3 0	7 0	6 0	7 0	3 0			4 0	3 0	7 0	6 0	7 0	3 0	
		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
	7 3	2 3	2 9	3 3	3 7	3 9	4 1		7 3	2 3	2 9	3 3	3 7	3 9	4 1	

		7, 2, 8, 6, 3, 2,			7, 2, 8, 6, 3, 2,		
		2 0 1 0 2 0 9 0 0 0 5 0			2 0 1 0 2 0 9 0 0 0 5 0		
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
7 4		2 3 2 9 3 3 3 7 3 9 4 1			2 3 2 9 3 3 3 7 3 9 4 1		
		7, 2, 8, 7, 3, 2,			7, 2, 8, 7, 3, 2,		
		9 0 6 0 9 0 6 0 4 0 8 0			9 0 6 0 9 0 6 0 4 0 8 0		
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
7 5		2 3 2 9 3 3 3 7 3 9 4 1			2 3 2 9 3 3 3 7 3 9 4 1		
		8, 3, 9, 8, 3, 3,			8, 3, 9, 8, 3, 3,		
		7 0 0 0 4 0 3 0 8 0 1 0			7 0 0 0 4 0 3 0 8 0 1 0		
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
7 6		2 3 2 9 3 4 3 7 3 9 4 1			2 3 2 9 3 4 3 7 3 9 4 1		
		9, 3, 0, 8, 4, 3,			9, 3, 0, 8, 4, 3,		
		4 0 5 0 0 0 9 0 3 0 3 0			4 0 5 0 0 0 9 0 3 0 3 0		
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
7 7		2 4 2 9 3 4 3 7 3 9 4 1			2 4 2 9 3 4 3 7 3 9 4 1		
		0, 3, 0, 9, 4, 3,			0, 3, 0, 9, 4, 3,		
		1 0 7 0 3 0 3 0 6 0 5 0			1 0 7 0 3 0 3 0 6 0 5 0		
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
7 8		2 4 2 9 3 4 3 7 3 9			2 4 2 9 3 4 3 7 3 9		
		0, 4, 0, 9, 4,			0, 4, 0, 9, 4,		
		9 0 1 0 8 0 8 0 9 0			9 0 1 0 8 0 8 0 9 0		
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
7 9		2 4 2 9 3 4 3 8 3 9			2 4 2 9 3 4 3 8 3 9		
		1, 4, 1, 0, 5,			1, 4, 1, 0, 5,		
		7 0 3 0 2 0 4 0 2 0			7 0 3 0 2 0 4 0 2 0		
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
8 0		2 4 2 9 3 4 3 8 3 9			2 4 2 9 3 4 3 8 3 9		
		2, 4, 1, 0, 5,			2, 4, 1, 0, 5,		
		5 0 7 0 7 0 9 0 5 0			5 0 7 0 7 0 9 0 5 0		
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
8 1		2 4 2 9 3 4 3 8 3 9			2 4 2 9 3 4 3 8 3 9		
		3, 4, 2, 1, 5,			3, 4, 2, 1, 5,		
		1 0 9 0 1 0 4 0 7 0			1 0 9 0 1 0 4 0 7 0		
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
8 2		2 4 2 9 3 4 3 8 3 9			2 4 2 9 3 4 3 8 3 9		
		3, 5, 2, 2, 6,			3, 5, 2, 2, 6,		

		9 0	1 0	6 0	0 0	0 0
		0	0	0	0	0
8 3	2 4	2 9	3 4	3 8	3 9	
	4,	5,	3,	2,	6,	
	6 0	5 0	1 0	5 0	3 0	
	0	0	0	0	0	
8 4	2 4	2 9	3 4	3 8	3 9	
	5,	5,	3,	2,	6,	
	3 0	8 0	6 0	8 0	5 0	
	0	0	0	0	0	
8 5	2 4	2 9	3 4	3 8	3 9	
	6,	6,	3,	3,	6,	
	0 0	1 0	9 0	3 0	7 0	
	0	0	0	0	0	
8 6	2 4	2 9	3 4	3 8	3 9	
	6,	6,	4,	3,	7,	
	7 0	4 0	4 0	8 0	0 0	
	0	0	0	0	0	
8 7	2 4	2 9	3 4	3 8	3 9	
	7,	6,	4,	4,	7,	
	4 0	7 0	9 0	2 0	3 0	
	0	0	0	0	0	
8 8	2 4	2 9	3 4	3 8	3 9	
	8,	7,	5,	4,	7,	
	1 0	1 0	3 0	5 0	5 0	
	0	0	0	0	0	
8 9	2 4	2 9	3 4	3 8	3 9	
	8,	7,	5,	4,	7,	
	7 0	4 0	6 0	9 0	7 0	
	0	0	0	0	0	
9 0	2 4	2 9	3 4	3 8	3 9	
	9,	7,	6,	5,	8,	
	3 0	8 0	0 0	4 0	0 0	
	0	0	0	0	0	
9 1	2 4	2 9	3 4	3 8	3 9	
	9,	8,	6,	5,	8,	
	8 0	1 0	5 0	8 0	3 0	

		0	0	0	0	0
9 2	2 5	2 9	3 4	3 8	3 9	
	0,	8,	6,	6,	8,	
	3 0	5 0	9 0	2 0	5 0	
	0	0	0	0	0	
9 3	2 5	2 9	3 4	3 8	3 9	
	0,	8,	7,	6,	8,	
	6 0	7 0	1 0	5 0	7 0	
	0	0	0	0	0	
9 4	2 9	3 4	3 8			
	8,	7,	7,			
	9 0	5 0	0 0			
	0	0	0			
9 5	2 9	3 4	3 8			
	9,	8,	7,			
	3 0	0 0	4 0			
	0	0	0			
9 6	2 9	3 4	3 8			
	9,	8,	7,			
	7 0	4 0	8 0			
	0	0	0			
9 7	2 9	3 4	3 8			
	9,	8,	8,			
	9 0	6 0	1 0			
	0	0	0			
9 8	3 0	3 4	3 8			
	0,	9,	8,			
	2 0	0 0	7 0			
	0	0	0			
9 9	3 0	3 4	3 8			
	0,	9,	9,			
	6 0	4 0	1 0			
	0	0	0			
1 0	3 0	3 4	3 8			
0	1,	9,	9,			
	0 0	8 0	5 0			
	0	0	0			

1 0	3 0	3 5	3 8		1 0	3 0	3 5	3 8	
1	1,	0,	9,		1	1,	0,	9,	
	2 0	1 0	8 0			2 0	1 0	8 0	
	0	0	0			0	0	0	
1 0	3 0	3 5			1 0	3 0	3 5		
2	1,	0,			2	1,	0,		
	5 0	5 0				5 0	5 0		
	0	0				0	0		
1 0	3 0	3 5			1 0	3 0	3 5		
3	1,	0,			3	1,	0,		
	9 0	9 0				9 0	9 0		
	0	0				0	0		
1 0	3 0	3 5			1 0	3 0	3 5		
4	2,	1,			4	2,	1,		
	2 0	3 0				2 0	3 0		
	0	0				0	0		
1 0	3 0	3 5			1 0	3 0	3 5		
5	2,	1,			5	2,	1,		
	4 0	8 0				4 0	8 0		
	0	0				0	0		
1 0	3 0	3 5			1 0	3 0	3 5		
6	2,	2,			6	2,	2,		
	7 0	2 0				7 0	2 0		
	0	0				0	0		
1 0	3 0	3 5			1 0	3 0	3 5		
7	3,	2,			7	3,	2,		
	1 0	6 0				1 0	6 0		
	0	0				0	0		
1 0	3 0	3 5			1 0	3 0	3 5		
8	3,	3,			8	3,	3,		
	4 0	0 0				4 0	0 0		
	0	0				0	0		
1 0	3 0	3 5			1 0	3 0	3 5		
9	3,	3,			9	3,	3,		
	6 0	5 0				6 0	5 0		
	0	0				0	0		
1 1	3 0	3 5			1 1	3 0	3 5		

0	4, 3, 0 0 9 0 0 0	0	4, 3, 0 0 9 0 0 0
1 1	3 0 3 5 4, 4, 4 0 2 0 0 0	1 1	3 0 3 5 4, 4, 4 0 2 0 0 0
1	3 0 3 5 4, 4, 4 0 2 0 0 0	1	3 0 3 5 4, 4, 4 0 2 0 0 0
1 1	3 0 3 5 4, 4, 7 0 5 0 0 0	1 1	3 0 3 5 4, 4, 7 0 5 0 0 0
2	3 0 3 5 4, 4, 7 0 5 0 0 0	2	3 0 3 5 4, 4, 7 0 5 0 0 0
1 1	3 0 3 5 4, 5, 9 0 0 0 0 0	1 1	3 0 3 5 4, 5, 9 0 0 0 0 0
3	3 0 5, 2 0 0	3	3 0 5, 2 0 0
1 1	3 0 5, 2 0 0	1 1	3 0 5, 2 0 0
4	3 0 5, 2 0 0	4	3 0 5, 2 0 0
1 1	3 0 5, 5 0 0	1 1	3 0 5, 5 0 0
5	3 0 5, 5 0 0	5	3 0 5, 5 0 0
1 1	3 0 5, 9 0 0	1 1	3 0 5, 9 0 0
6	3 0 5, 9 0 0	6	3 0 5, 9 0 0
1 1	3 0 6, 1 0 0	1 1	3 0 6, 1 0 0
7	3 0 6, 1 0 0	7	3 0 6, 1 0 0
1 1	3 0 6, 3 0 0	1 1	3 0 6, 3 0 0
8	3 0 6, 3 0 0	8	3 0 6, 3 0 0
1 1	3 0 6,	1 1	3 0 6,
9	6,	9	6,

		6 0							6 0						
		0							0						
	1 2	3 0							3 0						
0		6,							6,						
		9 0							9 0						
		0							0						
	1 2	3 0							3 0						
	1	7,							7,						
		3 0							3 0						
		0							0						
	1 2	3 0							3 0						
	2	7,							7,						
		5 0							5 0						
		0							0						
	1 2	3 0							3 0						
	3	7,							7,						
		8 0							8 0						
		0							0						
	1 2	3 0							3 0						
	4	8,							8,						
		1 0							1 0						
		0							0						
	1 2	3 0							3 0						
	5	8,							8,						
		4 0							4 0						
		0							0						
再任		1 8	2 1	2 5	2 7	2 9	3 1	3 6	1 8	2 1	2 5	2 7	2 9	3 1	3 6
用職		7,	5,	8,	8,	3,	8,	1,	7,	5,	8,	8,	3,	8,	1,
員		7 0	2 0	6 0	3 0	7 0	9 0	3 0	7 0	2 0	6 0	3 0	7 0	9 0	3 0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【第2条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正

改正案							現 行						
(勤勉手当)							(勤勉手当)						
第28条 (略)							第28条 (略)						
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命							2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命						

<p>権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>

【第3条関係】嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

【第4条関係】嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とする。</p>

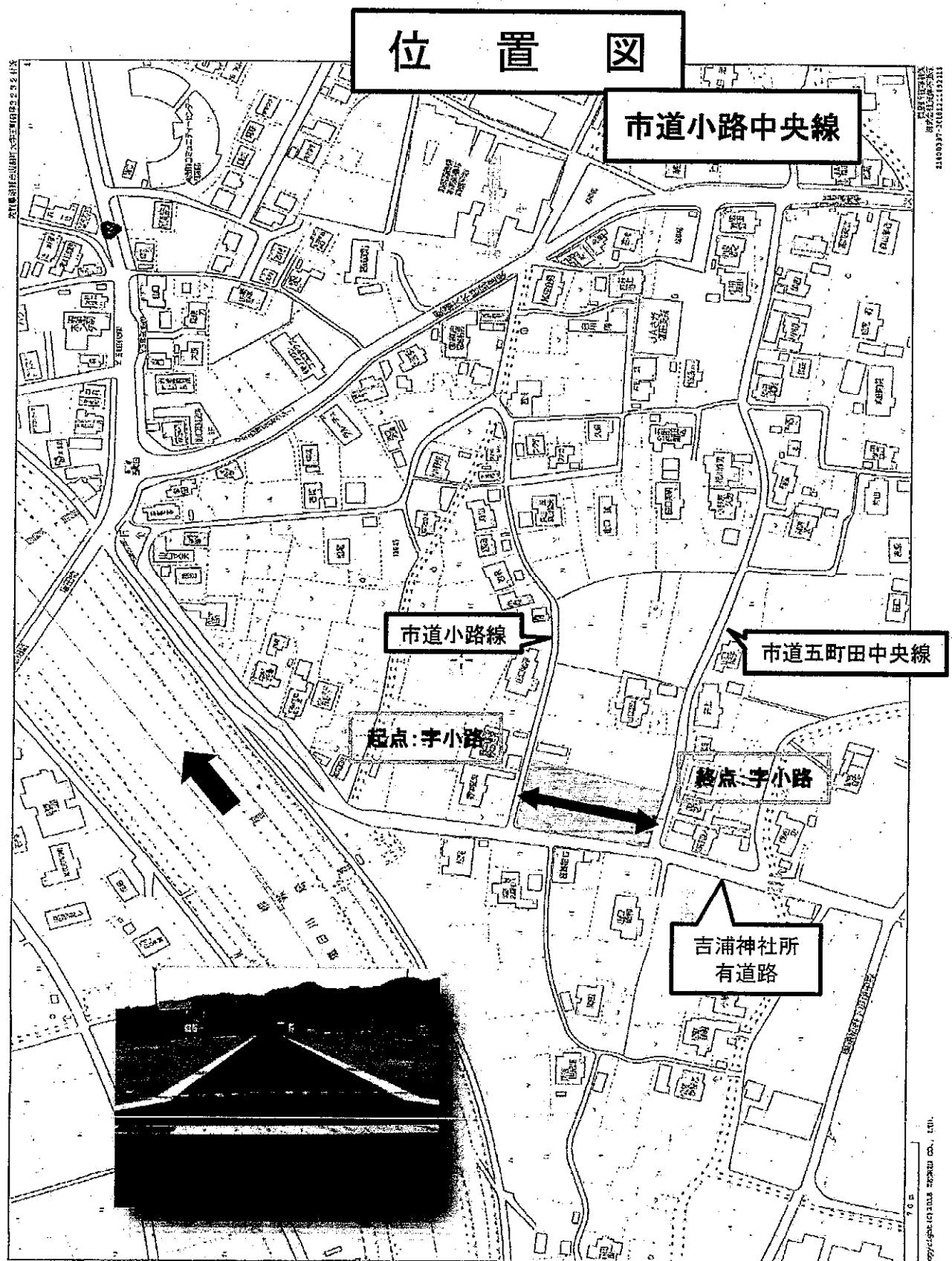
【新旧対照表】嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 債還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(支給審査委員会の設置)</u></p> <p><u>第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 債還免除、一時償還、違約金及び債還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第16条 (略)</p>

【新旧対照表】嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事業の内容	賦課基準	備考	事業の内容	賦課基準	備考
	国又は県から当該事業の一部について負担又は補助がある場合			国又は県から当該事業の一部について負担又は補助がある場合	
農地域農業水利林施設ストックマネジメント事業	補助対象事業費から國の交付金を減じた額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額の範囲内		農地域農業水利林施設ストックマネジメント事業	補助対象事業費から國の交付金を減じた額に <u>2分の1</u> を乗じて得た額の範囲内	

議案第85号 市道路線の認定について



令和元年度 市道病院通り線 用地買収予定 位置図



令和元年度 市道病院通り線 用地買収予定 計画図

